

3. 次期「社会資本整備重点計画」の策定

- ・社会資本整備重点計画は、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、
 - ①社会資本整備事業によって実現すべき目標を明確に示す
 - ②目標達成のために実施すべき社会資本整備事業の概要を示す
 - ③社会資本整備を効果的かつ効率的に実施するための取組を示す
- ・5カ年の計画（現行重点計画は平成15～19年度が計画期間）。
- ・平成20～24年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定する。

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめで示された方向性

《現行重点計画からの見直しのポイント》

- 地域の自立・活性化と成長力の強化に向け、「活力」をより重視
- 老朽化した社会資本ストックの増加に対応し、維持管理や更新を重視
- 概ね10年後までに概成させる事業を明確化し、重点化をさらに進める
- 指標の改善等により重点計画の分かりやすさをさらに向上させる

《次期重点計画の具体的な改善内容》

- 将来（概ね10年後）の経済社会の具体的な姿の提示
- 重点目標分野を「活力」、「安全」、「暮らし・環境」に整理
新たに維持管理や更新などの「横断的な政策課題」を創設
- 新たな重点目標を追加
（ 「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」 等 ）
- 緊急性を有する事業の明確化
- 分かりやすい身近な指標への改善
（ 「事業や施設間での連携による横断的指標の充実」 等 ）
- 重点的、効果的かつ効率的な整備に向けた取組の充実
（ ・VFM（Value for Money）最大化に向けたコストの縮減
・入札・契約の透明性・競争性の向上等公共調達改革 等 ）

《国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計画の推進》

- 国土計画と「車の両輪」としての社会資本整備
- 地方ブロックの社会資本の重点整備方針の充実・強化

（参考）今後、社会資本整備審議会・交通政策審議会での審議、パブリックコメント募集、都道府県からの意見聴取等の手続を経て、平成20年夏頃に閣議決定を行う予定である。

※上記の内容は、今後の策定作業の過程で変更する場合がある。